

◎新潟県告示第970号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査二級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年7月9日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 南魚沼市小栗山 地内